

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項を準用する同法第17条第1項の規定に基づき、北本都市計画道路（埼玉県決定）の変更について理由を示したものです。

### I. 変更の必要性

従来、埼玉県では、駅前広場を県管理の停車場線に接続して設ける場合には、当該都市計画道路の一部として決定していましたが、計画、整備、管理の一元化を図る目的として、平成24年12月20日に「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」を定めました。

この方針に基づき、3・3・2中央通線の一部として決定されていた、北本駅東口駅前広場約6,000m<sup>2</sup>について、3・3・2中央通線から分離し、併せて車線数を定めるものです。

なお、北本駅東口駅前広場については、新たに北本市決定の都市計画道路として定めます。

### II. 変更の内容及び効果等

埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」に基づき、3・3・2中央通線から駅前広場を分離し、併せて車線数を定めるものです。

今回の変更は、実質的な道路の位置、区域及び構造の変更は行わないことから都市計画上の規制内容に変更は生じません。

### III. 関連する都市計画

北本都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ② 区域区分（埼玉県決定）
- ③ 都市計画道路（北本市決定）
- ④ 生産緑地（北本市決定）